

「みんなで子育て、子ども輝く 忠岡」をめざして

忠岡町次世代育成支援 後期行動計画

概要版



計画策定にあたって

わが国では、少子化の進行に伴い、家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成17年に施行されました。この法律に基づき、全国の自治体や従業員が300人を超える企業はそれぞれ行動計画を策定し、次世代育成支援のための取組みを進めてきました。

少子化の要因として、親となる世代が縮小してきた人口規模と晩婚化や未婚化の結婚の仕方の変化、結婚後の出生ペースの変化などがあげられます。結婚の仕方の変化や結婚後の出生ペースの変化は、働き方や消費生活のあり方、男女や家族のあり方などの社会関係や価値観の変化・多様化などが関係しています。なかでも、長時間労働の問題は男性の家事や子育てなどの参加が期待できない中で、女性の負担感を強めるとともに、女性の就労継続自体を難しくしています。

忠岡町でも、少子高齢化は確実に進行していて、平成12年には0～14歳の年少人口が65歳以上の高齢者人口を下回りました。このような中で、平成17年3月に「次世代育成支援対策推進法」に基づく「忠岡町次世代育成支援行動計画」（前期計画）を策定し、「みんなで子育て、子ども輝く 忠岡」を基本理念として子育て支援に取り組んできました。

この度、平成21年度に前期計画の期間が終了することから、引き続き次世代育成支援に取り組んでいくため、「忠岡町次世代育成支援後期行動計画」を策定しました。

忠岡町



計画の位置づけ

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づき、市町村が策定する次世代育成支援のための総合的な計画であり、次代を担う子どもの自立支援、地域の中で子育ての悩みを抱えたまま孤立することのないよう、すべての子育て家庭の支援策を総合的・計画的に

進めていくための方向を示しています。

この計画の対象は、おおむね18歳未満のすべての子どもとその保護者や家庭と、地域団体及び地域住民、企業、社会福祉施設、行政等となります。



計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」は、10年間の時限立法として成立し、前期計画は平成17年度から平成21年度までの5年間の計画期間としていました。

この後期計画は、平成22年度から平成26年度までの5年間の計画期間とします。

計画の基本理念

「忠岡町次世代育成支援行動計画」(前期計画)では、「**生まれてよかった、住んでよかった、住み続けたいまち**」の実現に向け、地域の人びとの温かいまなざしと支え合いの中で、子どもたちの成長していく輝きが、世代を超えてすべての住民を結び、その支え合いによって明るい未来を展開するまちづくりを進めることができるよう、「**みんなで子育て、子ども輝く 忠岡**」としています。

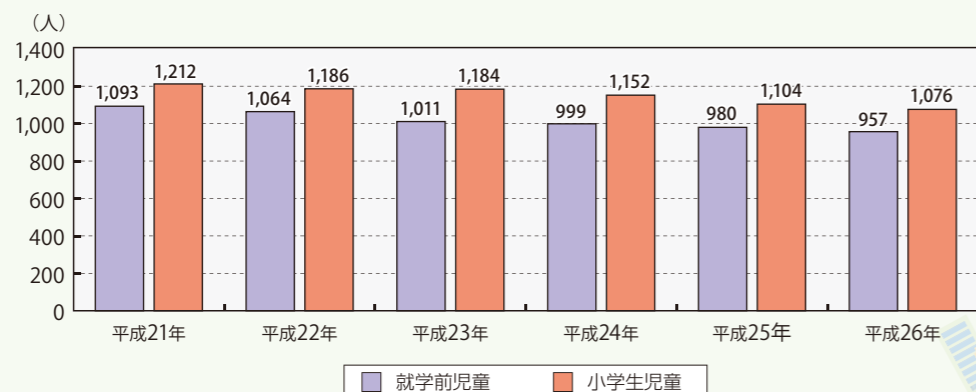
基本的にこの計画の基本理念は10年間を通

じたものであるとの認識から、前期計画で設定した基本理念を引き継ぐこととします。

その趣旨は、子どもの育ちや子育てをみんなで支えることで、次代を担う若者が子どもを産み・育てたいと考えることができるよう、また、子ども自身も忠岡町に誇りを持ち、住み続けることができるよう、「**子どもたちが未来への希望と夢の輝きを持って育つ**」ことができるようにという思いを込めています。

子どもの人口推計

平成26年度までの人口推計では、現在の出生や転出入の動向が続くと、就学前児童(0歳～5歳)及び小学生児童(6歳～11歳)の人口はそれぞれ減少するものと見込まれます。



注) 平成21年は、住民基本台帳及び外国人登録による実績(4月1日現在)

計画の基本方向と施策目標

1 子どもを育てる喜びが実感できる環境づくり

子どもの成長や子育ての喜びを実感でき、夢や希望が持てるように、子育ての不安感や負担感の軽減を図り、子育てに喜びや楽しみを見出すことができ、見通しを持って子育てができる環境づくりを進めます。

施策目標① 母と子の健康づくり支援

妊婦一般健康診査の推進

妊娠高血圧症候群や貧血の早期発見など、妊婦と胎児の健康の保持増進を図るため、平成22年度から公費負担による健康診査を、21年度の10回から14回に増やすとともに、その周知徹底と受診の促進を図ります。

妊産婦・新生児訪問指導、すこやか赤ちゃん訪問の推進

育児に対する悩みや不安の軽減と母子の健康管理に対する相談や指導等を行うため、子どもの発達や育児、育児環境、母親の心身の健康状態などを把握し、育児等についての相談を行います。すこやか赤ちゃん訪問は、2か月頃の乳児のいる家庭すべてに対して行います。

施策目標② 子育てに関する意識啓発及び相談・情報提供体制の充実

子育て家庭の集う場の提供

親子間あるいは親子同士の交流を深めるため、保育所や地域団体等との連携のもとに、子育て仲間との憩いと出会いの場や子どもへのかかわりなどを学んだり、体験する場の提供の充実に努めます。

保育所や幼稚園での子育て相談の充実

子育てあるいは子どもの教育等に関する不安や悩みに対応するため、チュールップ保育園での地域子育て支援センターにおける相談対応とともに、他の保育所や幼稚園での相談対応の充実に努めます。

施策目標③ 仕事と生活の調和推進

ワーク・ライフ・バランスについての啓発

仕事と生活の調和の実現は、国民一人ひとりが望む生き方ができる社会の実現にとって必要不可欠なことであることを、住民が理解し事業者や地域が共にその実現に向けて取組んでいけるよう啓発を進めます。

子育て短期支援事業の推進

保護者が疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった時や、出張等で家庭において夜間の保育ができない場合など、近隣市の児童養護施設などで預かる事業を活用し、その家庭の支援を行います。

2 子どもの生きる力を育み、健やかな成長を支える環境づくり

子どもが自己を確立し、心身共に調和のとれた人間として健やかに成長できるように、学校をはじめ家庭、地域が相互に連携し、健康な身体と体力を備え、自ら考え、判断する力や豊かな人間性、たくましく生きる力を育む地域づくりを進めます。

施策目標① 心身を健やかに育む子育て環境の充実

放課後子ども教室

小学生が放課後、安全に過ごせるように、児童館で放課後子ども教室を開催していますが、引き続きボランティア等の確保に努め、内容の充実に努めます。

総合的な幼児教育の推進

保育所と幼稚園、小・中学校、地域、家庭等との連携を図り、生きる力の育成とともに、「人のかかわり」「共生の視点」を大切にした保育内容となるよう努めます。

施策目標② 子どもの人権の尊重

子どもの権利に関する意識啓発

様々な機会や媒体を通じて、「児童の権利に関する条約」の内容等について啓発を進めます。

児童虐待への対応

虐待と見られる事例があった際には、子ども家庭センター等関係機関との連携により、一時保護等の確実な対応に努めます。その際、児童の安全の確認・確保に努めるとともに、保護者への心のケアなどを支援します。



3 子どもを安心して育てることができる環境づくり

子育ての不安や悩みを抱えたまま地域の中で孤立することのないように、地域住民や地域団体等とも連携し、親子同士や世代間交流など、地域での多様な交流を促進します。

施策目標①

地域における子育て支援

乳幼児医療費助成事業

乳幼児期の医療費の経済的負担の軽減を図るため、対象年齢の引き上げを行います。

子育て支援ネットワーク会議の開催

児童虐待をはじめ子どもの育ちを地域全体で見守り、支援できるよう、社会福祉協議会と連携し保育所や幼稚園、小・中学校、主任児童委員等の関係機関や関係団体によるネット会議の開催を促進します。

施策目標②

援助の必要な家庭への支援

経済的負担の軽減

ひとり親家庭の経済的負担の軽減や児童の健全な育成を図るため、医療費の助成や児童扶養手当の支給を行います。

障がいのある児童・生徒の就学相談

障がいのある児童・生徒の就学相談について広報等により周知するとともに、保健センターと連携し、障がいのある子どもの把握に努め、早期から就学相談を行い、保護者の不安の軽減に努めます。

施策目標③

安全・安心な環境づくり

小・中学校の耐震化事業の推進

「学校施設耐震化推進計画」に則り、小・中学校の耐震補強工事を順次進めていきます。

交通安全教室の開催

警察や交通安全協会等と連携し、保育所、幼稚園、小学校児童に対し、交通ルールの指導や歩行訓練などの教育・啓発を行います。



計画の推進体制

1 関係団体等との連携・協働

この計画の推進については、子育ての社会化が言われている中で、行政だけでできるものではなく、様々な分野において家庭をはじめ地域団体、企業、商店、ボランティア団体・NPO等との連携・協働による取組みが必要であり、社会福祉協議会をはじめ関係課等とも連携してその活動の支援に努めます。

2 計画の周知

この計画を住民のものとして一体となって取組んでいくため、内容や関連事業について広報紙やホームページ、公共施設等への配架、子育てに関するイベント・講座等多様な媒体や機会を活用して、広く住民への周知を図ります。

3 計画の点検・評価

この計画を総合的・効果的に推進するため、毎年、関係課による計画の実施状況の把握・点検を行うとともに、その結果についてホームページへの掲載に努めます。



忠岡町次世代育成支援後期行動計画 概要版

発行/平成22(2010)年3月
編集/忠岡町
〒595-0805 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号
TEL. 0725-22-1122(代表)/FAX. 0725-22-8663



この印刷物は、環境にやさしい再生紙に植物性大豆油インキで印刷しています。

